

(ポイント)

● 5月18日、日本政府はネパールを「インドで初めて確認された変異株 B. 1. 617 指定国・地域」に指定しました。なお、ネパールから日本に入国・帰国される方に対して、本措置によって追加的な措置が講じられることはございません。

日本政府による新たな水際対策措置

(ネパールが「インドで初めて確認された変異株 B. 1. 617 指定国・地域」に指定されました)

1 5月18日、日本政府はネパールを「インドで初めて確認された変異株 B. 1. 617 指定国・地域」に指定しました。なお、ネパールから日本に入国・帰国される方に対して、本措置によって追加的な措置が講じられることはございません。

2 ネパールから日本に入国・帰国される方に対して講じられる防疫措置は、5月7日に当館から発出した以下の領事メールに記載されているとおりとなります。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100186577.pdf>

3 本措置については以下の外務省のホームページにて確認可能となっております。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C078.html

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化について）

日本国内からの場合：0120-565-653

海外からの場合：+81-3-3595-2176（日本語、英語に対応）

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。